

## TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

2023年5月号 (Vol.3)

弁護士 岡田 淳 TEL. 03 5220 1821 <a href="mailto:atsushi.okada@mhm-global.com">atsushi.okada@mhm-global.com</a>	弁護士 蔦 大輔 TEL. 03 6266 8769 <a href="mailto:daisuke.tsuta@mhm-global.com">daisuke.tsuta@mhm-global.com</a>	弁護士 呂 佳叡 TEL. 03 6266 8995 <a href="mailto:kaei.ro@mhm-global.com">kaei.ro@mhm-global.com</a>
弁護士 輪千 浩平 TEL. 03 6266 8750 <a href="mailto:kohei.wachi@mhm-global.com">kohei.wachi@mhm-global.com</a>	弁護士 鈴木 里沙 TEL. 03 6266 8776 <a href="mailto:risa.suzuki@mhm-global.com">risa.suzuki@mhm-global.com</a>	

1. 消費者庁：ステルスマーケティング規制に関する告示・運用基準
2. JEITA：「スマートホーム IoT データプライバシーガイドライン」の公表
3. 経済産業省：「ファッションローガイドブック 2023 ～ファッションビジネスの未来を切り拓く新・基礎知識～」の公表
4. 自民党 web3 ホワイトペーパーの公表
5. メタバース上のコンテンツ等をめぐる法的課題の論点整理案
6. 自民党 AI ホワイトペーパーの公表

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、テクノロジー・知的財産、電気通信における最新情報を集めて、「TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES」5月号 (Vol.3) を作成致しました。実務における一助となれば幸いに存じます。

### 1. 消費者庁：ステルスマーケティング規制に関する告示・運用基準

消費者庁は、2023年3月28日、景品表示法5条3号に基づき、「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」(内閣府告示令和5年19号)を指定し、「『一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示』の運用基準」を策定しました。

これは、「ステルスマーケティングに関する検討会報告書」(本レター2023年1月号(Vol.1))を参照)のとりまとめを踏まえたものであり、「事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められるもの」を一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示として指定し、規制の趣旨や考え方に関する運用基準を定めるものです。

この運用基準では、事業者が第三者に対して SNS や口コミサイトなどに表示をさせる行為であって、事業者がその内容決定に関与している場合は、事業者による表示となる旨等が示されています。また、一般消費者にとって事業者の表示かどうかを判別することが困難かどうかは、一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭かどうかと

## TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

いった要素から判断することとなります。

この規制は2023年10月1日から施行されますので、各々の事業者は、施行までに表示内容について検討する必要があります。

## 2. JEITA：「スマートホームIoTデータプライバシーガイドライン」の公表

2023年3月30日、一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）は、消費者のIoTデータを取り扱う事業者が実施すべきプライバシー対策を取りまとめた「[スマートホームIoTデータプライバシーガイドライン](#)」を公表しました。

IoTデータの中には、個人情報保護法の規律の対象とならないデータもありますが、同ガイドラインは、そのような法的な規律がかからないIoTデータも含め、不適切な取扱いにより利用者の権利・利益を侵害することがないように、プライバシー保護の観点から、スマートホーム関連事業者が講ずべき措置を示したものです。

本ガイドラインが示すルールは、

- ① どのようなデータを、どのように取得して、どのような目的に利用するか、データのライフサイクルにわたって説明する際の記載項目及び粒度に関するルール（通知・公表・説明に関するガイドライン）、
- ② どのような場合に利用者からの同意取得を考慮する必要があるか、どのような方法で同意を取得するべきかに関するルール（同意取得に関するガイドライン）、
- ③ 利用者自身が、データの開示や訂正・追加・削除、利用停止などのコントロールができる機能の提供に関するルール（利用者の自己コントロール性の担保について）

の3つからなり、利用者に提示すべきプライバシーポリシーの作成時や、機器・サービス仕様の作成時などの活用が想定されています。

また、事業者全体としてプライバシー保護に実効的に取り組む観点から、プライバシーガバナンスの重要性にも言及されており、「[DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック](#)」を参照しつつ、経営者が取り組むべき三要件やプライバシーガバナンスの重要項目、プライバシーリスク評価の取組みを紹介しています。

## 3. 経済産業省：「ファッションローガイドブック2023～ファッションビジネスの未来を切り拓く新・基礎知識～」の公表

経済産業省は、2023年3月31日、「[ファッションローガイドブック2023～ファッションビジネスの未来を切り拓く新・基礎知識～](#)」を公表しました。これは、経済産業省の主導で設置された「ファッション未来研究会～ファッションローWG～」での議論を踏まえて取りまとめたものです。

## TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

ファッションローとは、ファッション産業やファッション業界に関わる様々な法律問題を取り扱う法分野であり、グローバル化やデジタル技術などの発達を背景に法分野として確立され、近年注目を集めています。ファッションを取り巻く環境は大きく変化しており、ファッション産業やファッション業界では、このような変化に対し柔軟な対応が求められます。このガイドブックは、ファッションビジネスの展開にあたって必要な事項を下記①から⑦のトピックに分けて、実用的なチェックリストに整理し、それぞれに解説を付したものです。

①ブランドを立ち上げたらまずやるべきこと、②ファッションデザインの権利について知っておくべきこと、③プロモーション・広報を外部クリエイター等に依頼する際に気を付けること、④生産・流通について知っておくべきこと、⑤サステナビリティについて知っておくべきこと、⑥海外でのビジネスを検討する際に知っておくべきこと、⑦デジタルファッション領域にチャレンジするとき知っておくべきこと

ファッションローは、商標権や意匠権などの知的財産権と密接な関連があるため、このガイドブックは、ファッションビジネスの展開のみならず、知的財産法の観点からも参考になるといえます。

### 4. 自民党 web3 ホワイトペーパーの公表

2023年4月6日、自民党デジタル社会推進本部のweb3プロジェクトチームは、[「web3 ホワイトペーパー 誰もがデジタル資産を利活用する時代へ」](#)と題する提言書の案を公表しました。当該ホワイトペーパーは、今後日本におけるweb3に関する政策立案においても一定の影響を及ぼすことが想定されるものです。

当該ホワイトペーパーにおいて示されている論点は非常に多岐にわたりますが、直ちに対処すべき論点として、国際的なルール策定、税制改正、監査機会の確保、DAO（自律分散型組織）、各種トークンの審査・発行・流通、消費者保護、金融機関のweb3参入、NFTビジネス、投資ビークル・スキームの多様化の9つのテーマが掲げられています。

例えば、NFTを活用したビジネスにおいて賭博該当性の懸念が生じ得る点などを問題として挙げ、今後政府がコンテンツ産業横断でweb3領域をカバーする業界団体の組成を支援し、ガイドライン等の策定に連携して取り組むことなどが提言として示されています。

### 5. メタバース上のコンテンツ等をめぐる法的課題の論点整理案

内閣府知的財産戦略推進事務局は、2023年4月にパブコメに付するため、[「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題等に関する論点の整理（案）」](#)を公表しました。これは、政府の知的財産推進計画2022を受け、2022年11月に設置された官民連携会議が、メタバースをめぐる法的論点について議論してきた内容を論点整理という形

## TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

でまとめたものです。論点整理における検討事項は、①現実空間と仮想空間を交錯する知財利用・仮想オブジェクトのデザイン等、②アバターの肖像等に関する取扱い、③仮想オブジェクトやアバター間の行為をめぐるルール形成、規制措置等、④その他国際裁判管轄・準拠法の4つのパートで構成されています。

当該官民連携会議における議論の方針に基づいてスピーディーに関係する法律の改正がなされていくことが予想されるため、メタバースに関係する事業を行う可能性がある企業にとっては現在の議論状況を確認することが重要となります。例えば、仮想空間におけるデザイン保護のために、不正競争防止法を改正し、仮想空間における商品デザイン模倣を防止していくための法案が2023年通常国会に提出されたことは前号にてお伝えしたとおりです。論点は多岐にわたって示されていますが、例えばアバターの容貌も操作者の人格と結びつくものとして肖像権の対象となり得るものであるかといった点も新たな議論の対象として示されています。

今後、官民連携会議においては、論点整理で示された法的な考え方や留意事項について、プラットフォーム、事業者、権利者ごとにそれぞれ再編し、ガイドライン等として周知することが予定されています。また、民間団体においては今後関係団体が定めるガイドラインや契約書のひな型等について、論点整理の考え方を必要に応じて反映していくことが求められていくものとなります。

## 6. 自民党 AI ホワイトペーパーの公表

2023年4月、自民党デジタル社会推進本部のAIの進化と実装に関するプロジェクトチームは、「[AI ホワイトペーパー～AI 新時代における日本の国家戦略](#)」と題する提言書を公表しました。

当該ホワイトペーパーは、ChatGPTをはじめとする大規模言語モデル（LLM）の進化と実装が社会に大きな影響を与え始めていることを踏まえ、わが国の社会がどのように対応していくべきかの新たな国家戦略が求められているとした上で、①新たなAI国家戦略の策定の必要性、②国内におけるAI開発基盤の育成・強化、③行政における徹底したAI利活用の推進、④民間におけるAI利活用の奨励・支援、⑤AI規制に関する新たなアプローチ、の各テーマにつき政策提言をしています。

特にAI規制のアプローチとして、EU、米国、中国など諸外国のAI規制の検討状況を分析し、①重大な人権侵害、②安全保障、③民主主義プロセスへの介入など、AI新時代において法規制を含む対策が必要と考えられる分野につき具体的な検討を行うことのほか、生成系AIに関する知的財産法の解釈を巡る議論につき、AI技術の進歩を促進しつつ、濫用的な使用を防ぎ、わが国の強みであるコンテンツ産業がより発展できるようガイドライン等の策定を検討すること、などを提言しています。

その後、政府では、2023年5月11日にAIに関する政策の方向性を議論する司令塔としての「AI戦略会議」が設置されており、法制度の在り方も含め、今後具体的な議論が本格化していく予定です。

## TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

[mhm\\_info@mhm-global.com](mailto:mhm_info@mhm-global.com)

03-6212-8330

[www.mhmjapan.com](http://www.mhmjapan.com)